

静岡県ランバイクレース「ふじさんっこ CUP」競技規則

第1章 総則

第1条（目的）

この競技規則は、静岡県ランバイクレース「ふじさんっこ CUP」（以下、本大会という）において、参加選手が楽しく走れるようにすることを目的に制定する。

第2条（規則の適用）

本大会は、本競技規則に準拠し、開催する。

第3条（規則の遵守）

本大会の審判、参加選手、保護者は、本競技規則を遵守し大会に参加しなくてはならない。本規則を遵守しない者の参加は認めない。

第2章 参加選手

第4条（参加選手の条件）

- (1) 参加選手は実施要項に記載された申込締切日までに、大会事務局に指定された申込方法で申込み、参加が受諾された選手のみとする。
- (2) 参加選手は大会当日において2歳から6歳までの未就学児童のみとする。
- (3) 参加クラスは実施要項に記載された年齢区分において、大会当日の年齢でクラス分けを行う。

第3章 参加選手の装備

第5条（車両）

- (1) 本大会に出場可能な車両はペダルが付いていないタイヤサイズ12インチ以下のランニングバイクのみとする。
- (2) フレーム及びフロントフォークの基本骨格はオリジナルの状態であってはならない。つまりフレーム及びフロントフォークを購入時以外のパーツに交換すること、フレーム及びフロントフォークを切断・再溶接するなどし基本骨格の構造を変更すること（ネック角の変更や、フレーム及びフォークの延長・カットなど）は認められない。

ただし、ペイント、ステッカーの貼り付け、安全保護パーツの装着は認められる。

- (3) ハンドル、ステム、シート、シートポスト及びホイールなどの改造は安全面で特に問題が無い限り原則認められる。

ただし、安全性に問題があると審判が判断する場合は、オリジナルの状態に戻さなくてはならない。

第6条（服装）

- (1) あご紐が付いている安全性の高いヘルメットを装着しなくてはならない。
- (2) スパイクなどコースを荒らす要因となる靴の使用は禁止とする。
- (3) ケガ防止のため肌の露出が少ない服装、装備を推奨し、肘と膝のプロテクターの装

着を奨励する。

- (4) 長袖、長ズボン、くるぶしが隠れる長めの靴下、サイズが合った運動靴(サンダルまたは足の甲が露出する靴は不可)を推奨する。

第4章 制裁

第7条 (制裁の種類)

制裁の種類は次の通りとする

- (1) 警告
- (2) 降格
- (3) 失格

第8条 (制裁の内容)

- (1) 警告

審判または主催者は、過失等による違反行為を行った違反者に対して警告を言い渡す事ができる。

- (2) 降格

競技中の違反行為に対し、違反者の順位を、影響を与えた参加選手より下位にする。

- (3) 失格

(ア) 失格とは、競技の出走前に重大な違反が見つかった場合、出走を禁止されることであり、また競技中に発覚した重大な違反の場合、競技から除外されることである。

(イ) スタートの拒否または失格が事前に適切に科されなかった場合、その違反は除外または失格のかたちで事後に適切に制裁される。

(ウ) 大会中における降格処分が2回となった選手は、その降格が故意であったかにかかわらず、2回目の降格をもって失格とする。

(エ) 失格者は、失格となった競技において、その競技結果を無効とし、全ての順位から除外され、すべての賞典の資格を失う。

(オ) 参加選手が1つのラウンドから失格した場合、その種目の前段ラウンドからのいかなる参加選手も順位が繰り上がることはない。

- (4) 制裁を科した場合、その説明を主催者が行う。

第5章 異議の申立て

第9条 (異議申立ての方法)

原則として審判団の決定が最終であり、異議申立てをすることはできない。なお、下記の事由については認める。

- (1) 違反行為の事実または競技中に下された決定に関する異議申立ては、書面(書式は問わない)にて供託金 30,000 円を付して、審判団に提出する。

なお、異議申立てが認められた場合でも、この供託金は返金されない。

- (2) 競技者の資格、組合わせ、服装、機材または競技参加の正当性に対する異議申立てをする場合は、競技開始前に口頭で供託金なしで行うことができる。

(3) 異議申立てはその参加選手の保護者が身分証明書を付して異議申立てを行い、参加選手の保護者以外は認めない。

(4) 規則を知らなかったという理由における異議申立ては、異議申立ての理由にならない。

第10条（異議申立ての制限時間）

審判団の下した決定に対する異議申立ては、その決定が伝達され、あるいはその競技が終了してから10分以内に審判団に提出されなければならない。

第11条（異議申立ての裁定）

(1) 異議申立て者与此の異議申立ての対象となった者の保護者には、この件についての意見を述べる機会を与える。

(2) 審判団は、聴取あるいは弁明の機会を異議申立て者与此の異議申立ての対象となった者の保護者による機会を与えた後、その異議申立てについて速やかに決定を下さなければならない。

(3) 異議申立てが十分な根拠があると宣言された場合、審判団はそのレースを再レースとするか、結果を取り消すかを決定する。

第8章 競技

第12条（形式）

(1) 競技の勝上り方式は、エントリーが締切次第、大会HPにて案内を行う。

(2) 競技当日、棄権者が多い場合は競技前に組合わせを変更し競技を実施することができる。

(3) 競技スケジュールの変更、競技番組の変更があった場合は、会場内におけるアナウンスにより通告するとともに、会場内に変更個所を掲示する。

第13条（スタート）

(1) 参加選手は当該競技のスタート前に招集場所にて参加確認を行わなければならない。出走する選手がスタートラインに集まらないときは、その選手を除外し競技を行う事ができる。

(2) スタートまで参加選手1名につき1名の保護者が選手に付添い、選手の補助を行わなければならない。また当該保護者はスタート前におけるレースの注意事項を参加選手と一緒に聞かなければならない。

(3) スタートの合図は「Leady」、「Set」、でスタートの構えをし「Go」でスタートする。

(4) 「Leady」の合図は保護者全員が選手の後方50cm以上後ろにさがっている事を確認してから合図する。

(5) スタートの合図の後、保護者が参加選手を押し、触る等の行為があった場合、その保護者の選手は失格とする。

(6) スタート時にフライングがあった場合は、レースを止め、すぐに再スタートする。

(7) 同一レースにおいて、選手を問わず2回以上のフライングが認められた場合、2回

目のフライングより当該選手は失格とし、当該選手を除外し再スタートする。

第14条（走行）

- (1) 参加選手は決められたコースを走行しなければならない。やむをえない理由を除き、コースを外れた場合、外れた同じ場所に戻りレースを再開することができる。近道をすることはできない。
- (2) 競技中は、走路の保護のため、保護者は特別な事由を除きコース内に入る事はできない。
- (3) 競技中に保護者が選手を押ししたり、選手に触れる行為があった場合、その保護者の選手は失格とする。落車があった場合でも、競技者自らが立ち上がり競技を続けなければならない。
- (4) 競技中、保護者は他の選手、他の保護者に配慮し、当該選手のサポートを行わなければならない。他の選手、保護者への配慮に著しく欠けると主催者が認めた場合、当該保護者は競技会場より退場しなければならない。
- (5) 本競技がコンタクトスポーツであることを考えると、選手同士の接触、走行妨害等の不法妨害は複合的違反である。審判員は違反及び妨害が故意か否かを決定する。
※競技中、他の選手の進路を故意に妨害した場合、審判の判断により、失格にする場合があります。
- (6) 参加選手以外のチーム監督、保護者及び選手の仲間は選手の代わりに競技を邪魔してはならない。

第15条（ゴール）

- (1) ゴールの判定はゴールラインの手前側の縁の垂直な面に前輪の前端が先に到達した選手が先着とする。
- (2) 着順判定は判定員2名以上によって行う。ゴールの着順は判定員による決定が最終順位とし、同着の場合はビデオ判定を行い、それでも判断が付かない場合は生年月日が若い選手の先着とする。